

別記第1号様式

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年6月11日

千葉県企業局船橋水道事務所長 鈴木 正巳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県企業局船橋水道事務所千葉ニュータウン支所庁舎で使用する電力
予定電力量 36,600キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 (令和元年8月1日から) 令和2年7月31日(限り)
- (4) 履行場所 印西市高花2-1-4
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加届出書を提出するものとする。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者資格停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒273-0014
住 所 船橋市高瀬町62-12
所 属 千葉県企業局船橋水道事務所 総務課
電話番号 047(433)5141
FAX 047(433)5333
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム
<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 入札説明書の交付期限

令和元年6月12日午前9時から令和元年6月25日午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和元年7月2日午前10時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和元年7月2日午前10時

(5) 開札の日時及び場所 令和元年7月2日午後1時40分

場所 千葉県企業局船橋水道事務所

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局船橋水道事務所長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、別に指定するデータ(以下「資格確認データ」という。)を電子入札システムのURLに提出し、又は別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認申請書等」という。)を提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 資格確認申請書等の提出期限等

(ア) 電子入札システムによる場合

a 提出期限 令和元年6月25日午後5時まで

b 提出先 3の(2)電子入札システムのURLに同じ

(イ) 紙入札方式による場合

a 提出期限 令和元年6月25日午後5時まで

b 提出場所 3の(1)に同じ

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行できると千葉県企業局船橋水道事務所長が判断した入札者であって、千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号)第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) 長期継続契約 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する翌年度以降において、この契約に係る上水道事業会計予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することがある。

(10) その他 詳細は、入札説明書による。